

長野工業高等専門学校総合評価審査委員会規則

最終改正 令和5年2月28日

(設置)

第1条 長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）が発注する工事に関し、競争参加者の技術提案に基づき価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式、いわゆる総合評価方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 審査委員会は、本校が発注する工事に関し、次に掲げる事項を審議する。

- 一 総合評価方式の実施方針に関すること。
- 二 個別工事に係る技術提案の評価方法に関すること。
- 三 個別工事に係る技術提案の審査・評価に関すること。
- 四 その他総合評価方式に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学識経験者 2名
- 二 事務部長
- 三 総務課長
- 四 総務課課長補佐（財務担当）

2 前項第1号の委員は、委員会の審議事項に関する専門分野の知識等を有し、中立かつ公正な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者の中から、校長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 審査委員会に委員長を置き、事務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、第3条に規定する委員以外の者を委員

会に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は第2条第二号から第四号までの審議に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係があると思われる場合は、その審議に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日 一部改正)

この規則は、令和5年2月28日から施行する。